

# 第5期横浜市子ども・子育て会議 第1回保育・教育部会

## 第33期横浜市児童福祉審議会 第1回保育部会 合同会議

日時：令和2年11月24日（火）18:00～

場所：市役所 18階 みなと1・2・3会議室

### 議事次第

#### 1 開会

#### 2 部会長・副部会長の選任

#### 3 報告＜公開案件＞

##### 【子ども・子育て会議】

「地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業」中間報告について

#### 4 議事＜非公開案件＞

##### 【子ども・子育て会議】

- (1) 私立幼稚園等預かり保育事業実施園の新規認定について
- (2) 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業の事業者選定について

##### 【児童福祉審議会】

- (3) 小規模保育事業の認可及び改修費等補助金交付先法人の審査について

#### 5 その他

#### 6 閉会

##### 〔配付資料〕

資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿

資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、児童福祉審議会保育部会 事務局名簿

資料3 横浜市子ども・子育て会議条例、横浜市子ども・子育て会議運営要綱

資料4 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱

資料5 「地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業」中間報告について

**第 5 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会**  
**第 33 期横浜市児童福祉審議会 保育部会**  
**委員名簿**

【敬称略 50 音順】

＜第 5 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会＞

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長	飯塚 昇	臨時委員
2	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	石井 章仁	
3	東京成徳短期大学 幼児教育科 教授	大澤 洋美	
4	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	大庭 良治	
5	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
6	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	鈴木 浩	
7	よこはま一人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	臨時委員
8	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜相談センター長	新堀 由美子	臨時委員
9	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	臨時委員
10	國學院大學 人間開発学部 子ども支援学科 准教授	山瀬 範子	臨時委員

＜第 33 期横浜市児童福祉審議会 保育部会＞

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長	飯塚 昇	臨時委員
2	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	石井 章仁	
3	東京成徳短期大学 幼児教育科 教授	大澤 洋美	
4	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	大庭 良治	臨時委員
5	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	
6	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	鈴木 浩	臨時委員
7	よこはま一人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	
8	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜相談センター長	新堀 由美子	
9	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	臨時委員
10	國學院大學 人間開発学部 子ども支援学科 准教授	山瀬 範子	

横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会  
児童福祉審議会 保育部会事務局名簿

## こども青少年局

区分	所 属	氏 名
部長	子育て支援部長	吉川 直友
	保育対策等担当部長	福島 誠也
課長	子育て支援課長	田口 香苗
	保育・教育運営課長	小田 繁治
	保育・教育運営課長	古石 正史
	保育対策課担当課長	玉井 理
	こども施設整備課長	白井 正和
係長	子育て支援課 幼児教育係長	眞子 里織
	保育・教育運営課 運営調整係長	高林 悠紀
	こども施設整備課 担当係長	村上 和孝
	こども施設整備課 整備等担当係長	橋口 猛

横浜市子ども・子育て会議条例

制 定 平成 25 年 3 月 27 日 条例第 18 号

横浜市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）  
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市が保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

## 横浜市児童福祉審議会条例

〔平成12年 2月25日〕  
〔 条 例 第 5 号 〕

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。  
横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の26第3項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成12年10月31日までとする。

附 則（平成17年12月条例第117号）抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)



# 横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：平成 28 年 11 月 1 日 こ企第 298 号（局長決裁）

## （総則）

第 1 条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和 22 年 12 月法律第 164 号）、同法施行令（昭和 23 年 3 月政令第 74 号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 5 号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## （組織）

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各 1 人を置く。

## （臨時委員）

第 3 条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

## （部会）

第 4 条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調 査 審 議 事 項
里親部会	1 里親の認定及び取消に関する事。 (第 8 項第 1 号関係) 2 その他、里親等に関する事。
保育部会	1 家庭的保育事業等の認可に関する事 (第 8 項第 6 号関係) 2 保育所の設置認可に関する事 (第 8 項第 7 号関係) 3 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 8 号関係) 4 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等 (以下、「保育・教育施設等」という。) における重大事故の検証に関する事 (第 8 項第 12 号関係) 5 その他、保育に関する事。(他の附属機関が所掌するものを除く)
児童部会	1 児童福祉施設 (他の部会で所管するものを除く。) の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 10 号関係) 2 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関する事。(第 8 項第 2 号関係) 3 児童の一時保護に関する事。(第 8 項第 3 号関係)

	<p>4 児童虐待等の調査に関する事(第8項第13号関係)</p> <p>5 児童虐待による重篤事例等の検証に関する事(第8項第14号関係)</p> <p>6 児童相談所一時保護所の外部評価に関する事(第8項第15号関係)</p> <p>7 その他、児童の処遇に関する事。</p>
障害児部会	<p>1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第8項第9号関係)</p> <p>2 その他、障害児の福祉に関する事。</p>
放課後部会	<p>1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関する事</p> <p>2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する事 (第8項第11号関係)</p>
専門部会	<p>上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等 (第8項第4号及び第5号関係)</p>

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めるときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
  - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
  - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
  - (3) 児童福祉法第33条第5項に規定する事項
  - (4) 児童福祉法第8条第7項に規定する事項
  - (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月政令第224号)第13条に規定する事項
  - (6) 家庭的保育事業等の認可に関する事(児童福祉法第34条の15第4項関係)
  - (7) 保育所の設置認可に関する事(児童福祉法第35条第6項関係)
  - (8) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
  - (9) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)
  - (10)児童福祉施設(第4条第8項第8号、第9号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)

- (11) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 49 号）第 4 条第 1 項に規定する事項
- (12) 教育・保育施設等における重大事故の検証に関すること
- (13) 児童虐待等の調査に関すること
- (14) 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること（児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 1 項関係）
- (15) 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること

9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。

10 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成 12 年 6 月制定）第 4 条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。

11 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

（委員長又は部会長の専決事項）

第 5 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

2 第 1 項の規定は、第 4 条第 8 項について、部会長に準用する。

（会議の傍聴手続等）

第 6 条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で 10 人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、議長の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

（守秘義務）

第 7 条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、子育て支援部において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 横浜市児童福祉審議会運営要綱（昭和 31 年 11 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行し、改正後の規定は昭和 57 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 12 月 21 日から施行し、平成 18 年 12 月 1 日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

## 「地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への 支援の在り方に関する調査事業」中間報告

### 1 「地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等へ支援の在り方に関する調査事業」概要

令和元年 10 月から実施された幼児・教育保育の無償化は、国による検討の上、幼稚園・認定こども園・保育所等の認可施設が対象となる旨、整理されました。一方、認可基準は満たしていないものの、地域にとって不可欠であると地方自治体が認める施設等もあることから、国としてはそれらの施設等も含め国と地方が協力した支援の在り方について検討を行っています。本調査事業は、当該検討等に資するため、地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関して、国による委託事業として、自治体の実態調査等を行うものです。

横浜市では、本調査事業を受託し、対象施設の保護者及び認可外保育移設等にアンケート調査を実施しています。

※全国 22 自治体（4 県、18 市区町）で本調査事業を受託

### 2 実施状況

令和 2 年 5 月	調査事業に応募
9 月	文部科学省と契約締結（調査事業受託）、事業開始
	対象施設の保護者にアンケート調査（別紙 1・2）
10 月	対象施設の保護者に利用実態等の定期調査（1 回目）
11 月	認可外保育施設等に幼児教育・保育にかかる実態調査（別紙 3・4）

### 3 調査対象施設

	施設名（所在区）	対象児童数
1	鶴見さくら幼稚舎（鶴見区）	66 名
2	めぐみ幼稚園（旭区）	17 名
3	鶴見朝鮮初級学校（鶴見区）	12 名
4	横浜中華学院（中区）	70 名
5	南部朝鮮初級学校（川崎市）	4 名
	計	169 名

### 4 今後の予定

令和 2 年 12～2 月	対象施設の保護者に利用実態等の定期調査（2 回）
令和 3 年 3 月	当部会にて最終報告

※国において、本調査事業を受けて令和 3 年度予算に向けて支援方法を検討中

## 対象施設への保護者アンケート（保護者意識等調査）結果について

## 1 概要

期間：令和2年9月15日～9月30日

方法：施設を通じて対象者へ配布し、郵送受付

対象数：169名

回答数：122名（事業対象外6名を含む）

質問票：別紙2参照

## 2 回答結果のまとめ

- ・自宅近くに無償化の対象施設があるものの、施設の活動内容を評価して入園している方が多い。
- ・今後、保育・教育の無償化の軽減措置が受けられなくても、約9割が施設の利用を継続すると回答
- ・一方で、希望する他の施設に入れなかった、途中で施設を変えたくないとの回答もあり、無償化の恩恵を受けられない不平等な状況がみられる。

## 3 主な回答内容

## ◆ 問8 この施設を選択した理由はなんですか（複数回答）

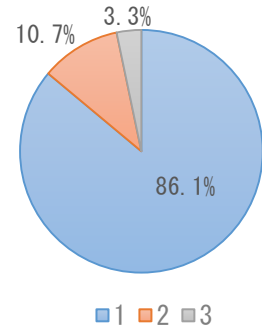
1. 特色のある活動を行っているため（89名）
2. 子供への個別の支援が期待できるため（13名）
3. 施設・設備が充実しているから（4名）
4. 開所日や開所時間が希望と合っているから（8名）
5. 自宅から近いから（42名）
6. きょうだいが利用している又は利用していた（37名）
7. かつて自分自身が利用していた施設だから（8名）
8. 希望する他の施設に入れなかったから（6名）
9. 他に受け入れてくれる施設が無かったから（3名）
10. その他（8名）

## ◆ 問9 問8で「1. 特色のある活動を行っているため」を選択した方、その具体的な理由（複数回答）

1. 野外での様々な自然体験活動を行っているから（4名）
2. 子供の自主性を尊重する活動を行っているから（25名）
3. 宗教的に特色のある活動を行っているから（7名）
4. バイリンガル教育など国際色豊かな活動を行っているから（63名）
5. その他（12名）

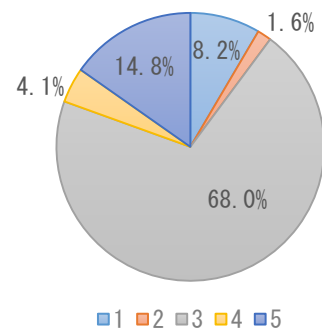
◆ 問 19 お住まいの近く（御自身にとって通園可能な範囲）に認可施設（幼稚園、保育所、認定こども園等）はありますか。

1. 複数施設ある (86.1%)
2. 一施設ある (10.7%)
3. 無い (3.3%)



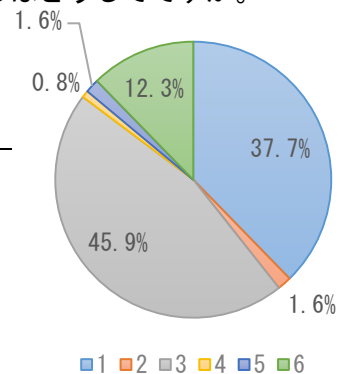
◆ 問 20 問 19 で「1. 複数施設」又は「2. 一施設」を選択した方、認可施設を選択しなかった理由

1. 申し込み時点で定員に空きが無かったから (8.2%)
2. 施設に入所を断られたから (1.6%)
3. 現在利用している施設の方が気に入ったから (68%)
4. 認可施設の活動内容、開所日・時間又は料金が希望に添わなかったから (4.1%)
5. その他 (14.8%)



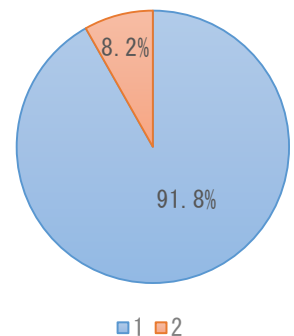
◆ 問 51 御利用の施設が無償化の対象外となっても引き続き利用しているのはどうしてですか。

1. 途中で施設を変えたくないから (37.7%)
2. 現行の自治体による保育料補助があるから (1.6%)
3. 現在の負担でも通わせるに値する施設だと感じているから (45.9%)
4. 近くに無償化対象の認可施設が無いから (0.8%)
5. 他に受け入れてくれる施設が無いから (1.6%)
6. その他 (12.3%)



◆ 問 53 今後もご利用の施設の利用料について無償化による軽減措置が無い場合、施設の利用を継続すると思いますか。

1. 継続すると思う (91.8%)
2. 継続しないと思う (8.2%)





地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の  
在り方に関する調査事業(保護者意識等総括調査)

本調査は、文部科学省が実施する「地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業」の一環として、同事業の調査対象となっている施設を御利用のお子様がいいらっしゃる保護者の方に、同施設の利用に関する状況等を伺うものです。

調査の目的は、令和元年10月から施行された「幼児教育・保育の無償化」の対象となっていない施設であるものの、地域にとって不可欠であると地方自治体が認める施設に対する国と地方が協力した支援の在り方を検討するために必要な情報を得ることであり、御回答いただいた内容は、今後の施策を検討するために活用させていただきます。

調査に御回答いただきましたら、同封の返信用封筒に入れて封をした上で、9月30日(水)までに横浜市子ども青少年局子育て支援課に御提出(必着)ください。

お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨を御理解いただき、御協力をよろしくお願い申し上げます。

(個人情報の取扱いについて)

- ・ 御回答は全て統計的に処理し、特定の個人を識別できないようにいたします。
- ・ 御回答いただいた内容は、調査の目的以外での利用はいたしません。また、調査票は集計完了後速やかに溶解等により適切に処分いたします。
- ・ 御回答いただいた内容を施設にお伝えすることはありません。

以下の質問について、該当する番号に○を付けてください。また必要なところは御記入をお願いします。

1. 利用者の御家庭の状況等についてお伺いします。

問1 この調査票を御記入される保護者、お子様、利用施設について

【保護者(回答者)について】

氏名: \_\_\_\_\_ (フリガナ) \_\_\_\_\_

【お子様について】

氏名: \_\_\_\_\_ (フリガナ) \_\_\_\_\_

【利用施設について】

利用施設名 \_\_\_\_\_

問2 あなた(回答者が主たる生計者でない場合は御家庭の主たる生計者、次の問いも同じ。)の就労状況は以下のどれに当たりますか。

1. フルタイム(週5日・1日8時間程度)で就労
2. パートタイムで就労
3. その他(自営業等)
4. 就労していない

問3 あなたの年収はおおよそ以下のどれに当たりますか。各種控除前の金額でお答えください。

1. ~300万円
2. 300万円~400万円
3. 400万円~500万円
4. 500万円~600万円
5. 600万円~700万円
6. 700万円~800万円
7. 800万円~900万円
8. 900万円~1000万円
9. 1000万円~

問4 あなたに配偶者はいらっしゃいますか。

1. 配偶者あり
2. 配偶者なし

問5 施設を利用しているお子様は現在で何歳ですか。

1. 3歳
2. 4歳
3. 5歳
4. 6歳以上

問6 施設を利用しているお子様は第何子ですか。(複数回答可。)

1. 第一子 2. 第二子 3. 第三子以降

問7 御家庭において、施設を利用しているお子様の子育てを主に行っている方はどなたですか。

1. 父母ともに 2. 主に母親 3. 主に父親 4. 主に祖父母  
5. その他( )

**2. 現在の施設を利用している理由等についてお伺いします。**

問8 この施設を選択した理由は何ですか。(複数回答可。)

1. 特色のある活動を行っているため →問9へ  
2. 子供への個別の支援が期待できるため →問11へ  
3. 施設・設備が充実しているから  
4. 開所日や開所時間が希望と合っているから  
5. 自宅から近いため  
6. きょうだいを利用している又は利用していた施設だから →問14へ  
7. かつて自分自身が利用していた施設だから  
8. 希望する他の施設に入れなかったから  
9. 他に受け入れてくれる施設が無かったから  
10. その他 →問13へ

問9 問8で「1. 特色のある活動を行っているため」を選択した方について、その具体的な理由は以下のどれに当たりますか。(複数回答可。)

1. 野外での様々な自然体験活動を行っているから  
2. 子供の自主性を尊重する活動を行っているから →問14へ  
3. 宗教的に特色のある活動を行っているから  
4. バイリンガル教育など国際色豊かな活動を行っているから  
5. その他 →問10へ

問10 問9で「5. その他」を選択した方について、その具体的な内容を記載してください。

問11 問8で「2. 子供への個別の支援が期待できるため」を選択した方について、その具体的な理由は以下のどれに当たりますか。(複数回答可。)

1. 知的障害や発達障害等に応じた特別な支援を行っているから →問14へ  
2. 外国籍の子供等に対して個別の日本語指導や支援を行っているから  
3. その他 →問12へ

問12 問11で「3. その他」を選択した方について、その具体的な内容を記載してください。

→問14へ

問13 問8で「10. その他」を選択した方は、具体の理由を記載してください。

問14 この施設を選択する前に他の施設の利用も検討しましたか。

1. 検討した →問15へ 2. 検討しなかった →問17へ

問15 問14で「1. 検討した」を選択した方について、その施設とは以下のどれに当たりますか。(複数回答可。)

1. 幼稚園 2. 保育所 3. 認定こども園 4. 小規模保育  
5. 家庭的保育 6. 居宅訪問型保育 7. 事業所内保育  
8. 自治体の認証・認定保育施設 9. 一時預かり事業 →問17へ  
10. ファミリー・サポート・センター 11. 企業主導型保育事業  
12. その他の認可外の保育施設 13. 児童発達支援等通所施設  
14. その他 →問16へ

問16 問15で「14. その他」を選択した方は、どのような施設か分かる範囲(施設名、開所日・時間、クラス編制、活動内容、利用料金など)で記載してください。

施設名	
開所日	
開所時間	
クラス編制	
活動内容	
利用料金	
その他	

問17 この施設が認可施設でないことを御存知の上で選択しましたか。

1. 知った上で選択した 2. 知らずに選択した

問18 利用開始前に施設から活動内容について十分な説明はありましたか。

1. 十分な説明があった 2. 十分ではないが説明はあった  
3. 説明が無かった

問19 お住まいの近く(御自身にとって通園可能な範囲)に認可施設(幼稚園、保育所、認定こども園等)はありますか。

1. 複数施設ある 2. 一施設ある →問20へ  
3. 無い →問22へ

問20 問19で「1. 複数施設ある」又は「2. 一施設ある」を選択した方について、認可施設を選択しなかった理由は何ですか。最も当てはまるもの一つを選択してください。

1. 申し込み時点で定員に空きが無かったから  
2. 施設に入所を断られたから →問22へ  
3. 現在利用している施設の方が気に入ったから  
4. 認可施設の活動内容、開所日・時間又は料金が希望に添わなかったから  
5. その他 →問21へ

問21 問20で「5. その他」を選択した方は、認可施設を選択しなかった具体的な理由を記載してください。

問22 仮に、今後お住まいの近くに認可施設が開設された場合、利用すると思いますか。

1. 恐らく利用する 2. 施設の内容次第 3. 恐らく利用しない

3. 現在の施設を利用して感じたことなどについてお伺いします。

問23 お子様は施設に楽しく通っていると感じていますか。

1. とても感じる 2. ある程度感じる 3. あまり感じない 4. 全く感じない

問24 施設の活動の方針を御存知ですか。

1. 良く知っている 2. ある程度知っている 3. あまり知らない  
4. 全く知らない

問25 施設の活動の方針はお子様に合わせていると感じていますか。

1. お子様にとっても合っていると感じる  
2. お子様にある程度合っていると感じる  
3. お子様に合わせているとあまり感じない  
4. お子様に合わせていると全く感じない

問26 実際の活動の内容は施設の方針どおりだと思いますか。

1. 方針どおりと思う 2. だいたい方針どおりと思う  
3. 方針とやや違うと思う 4. 方針と全く違うと思う

問27 施設の管理・運営についてどのように感じていますか。

1. 良く行き届いていると感じる 2. ある程度行き届いていると感じる  
3. あまり行き届いていないと感じる 4. 全く行き届いていないと感じる

問28 職員の対応全般についてどのように感じていますか。

1. とても良く感じる 2. ある程度良く感じる 3. あまり良く感じない  
4. 全く良く感じない

問29 職員の数十分であり、きめ細かな対応が出来ていると感じていますか。

1. とても感じる 2. ある程度感じる 3. あまり感じない 4. 全く感じない

問30 職員の対応に余裕が感じられますか。

1. とても感じる 2. ある程度感じる 3. あまり感じない 4. 全く感じない

問31 職員の資質は高いと感じられますか。

1. とても感じる 2. ある程度感じる 3. あまり感じない 4. 全く感じない

問32 職員(施設長を含む。)と十分にコミュニケーションが出来ていますか。

1. とても出来ている 2. ある程度出来ている 3. あまり出来てない  
4. 全く出来てない

問33 敷地・施設の面積は利用者の数に見合ったものと感じていますか。

1. とても感じる 2. ある程度感じる 3. あまり感じない 4. 全く感じない

問34 敷地の立地は近隣環境などを勘案して適当と感じていますか。

1. とても感じる 2. ある程度感じる 3. あまり感じない 4. 全く感じない

問35 施設への通園時間は片道どのぐらいですか。

1. ~10分 2. 10~20分 3. 20~30分 4. 30分~

問36 施設への通園手段は通常以下のどれに当たりますか。

1. 徒歩 2. 自転車 3. 自家用車 4. 通園バス 5. 公共交通機関  
6. その他( )

問37 施設全般についてどのように感じていますか。

1. とても良く感じる 2. ある程度良く感じる 3. あまり良く感じない  
4. 全く良く感じない

問38 施設に備え付けられている設備、遊具や備品の性能・数等についてどのように感じていますか。

1. とても充実していると感じる 2. ある程度充実していると感じる  
3. あまり充実していると感じない 4. 全く充実していると感じない

問39 施設はいつも清潔に保たれていると感じますか。

1. とても感じる 2. ある程度感じる 3. あまり感じない 4. 全く感じない

問40 施設におけるお子様の健康管理は十分であると感じていますか。

1. とても感じる 2. ある程度感じる 3. あまり感じない 4. 全く感じない

問41 施設や設備について安全管理が十分であると感じていますか。

1. とても感じる 2. ある程度感じる 3. あまり感じない 4. 全く感じない

問42 災害・不審者侵入時の対応などの安全管理のあり方に満足していますか。

1. とても満足している 2. ある程度満足している 3. あまり満足していない  
4. 全く満足していない

問43 施設から提供される食事やおやつにお子様は満足していますか。

1. とても満足している 2. ある程度満足している 3. あまり満足していない  
4. 全く満足していない 5. 食事やおやつは提供されない

問44 施設の利用料金(既に利用者補助がある場合はその適応後の料金。)についてどのように感じていますか。

1. とても高いと感じる 2. やや高いと感じる 3. 妥当だと感じる  
4. やや安いと感じる 5. とても安いと感じる

問45 保護者からの質問や意見について、施設から十分な回答や説明はありますか。

1. ほとんどある 2. ある程度ある 3. あまり無い 4. 全く無い

問46 その他、施設に対しての思いや考えがありましたら、ご自由に記載ください。

#### 4. 幼児教育・保育の無償化に関してお伺いします。

問47 令和元年10月から施行された幼児教育・保育の無償化を御存知でしたか。

1. 知っていた →問48へ 2. 知らなかった →問51へ

問48 御利用の施設が無償化の対象外ということを御存知でしたか。

1. 知っていた →問49へ 2. 知らなかった →問51へ

問49 問47及び問48にて「1. 知っていた」を選択した方について、無償化の施行により利用施設の変更を検討しましたか。

1. 検討した →問50へ 2. 検討しなかった →問51へ

問50 問49で「1. 検討した」と回答した方は、具体的にどのようなことを考えましたか。

問51 御利用の施設が無償化の対象外となっても引き続き利用しているのはどうしてですか。最も当てはまるもの一つを選択してください。

- |  |         |
|--|---------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 途中で施設を変えたくないから</li><li>2. 現行の自治体による保育料補助があるから</li><li>3. 現在の負担でも通わせるに値する施設だと感じているから</li><li>4. 近くに無償化対象の認可施設が無いから</li><li>5. 他に受け入れてくれる施設が無いから</li><li>6. その他 →問52へ</li></ol> | } →問53へ |
|--|---------|

問52 問51で「6. その他」と回答した方は、引き続き利用している具体の理由を記載してください。

問53 今後ご利用の施設の利用料について無償化による軽減措置が無い場合、施設の利用を継続すると思いませんか。

1. 継続すると思う 2. 継続しないと思う

#### 5. お住まいの自治体が独自に実施している支援についてお伺いします。

問54 この施設の利用前に、お住まいの自治体が独自に金銭的な支援を行っていることを御存知でしたか。

1. 知っていた 2. 知らなかった

問55 現在の支援の水準について十分であると感じますか。

1. とても感じる 2. ある程度感じる 3. あまり感じない 4. 全く感じない

問56 仮に現在の支援が無かった場合、この施設を利用していたと思いませんか。

1. 利用していたと思う 2. 利用していなかったと思う 3. わからない

質問は以上となります。御協力いただき、ありがとうございました。

## 認可外保育施設を対象とした幼児教育・保育にかかる実態調査結果について

## 1 概要

期間：令和2年10月26日～11月11日

方法：区こども家庭支援課から施設に配付し、電子申請サービスから回答

対象数：届出済み認可外保育施設（施設型）344施設

回答数：80施設

質問票：別紙4参照

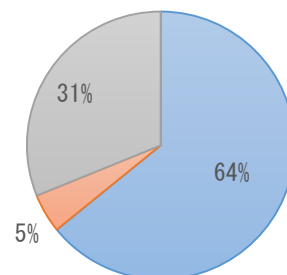
## 2 回答結果のまとめ

- ・多くの施設でカリキュラムを設定しており、保育所保育指針や独自の教育・保育方針に沿った保育を実施している
- ・保護者が施設を利用する理由として、教育方針や先生が良い、近隣である、といった理由が多い
- ・認可移行を希望しない施設は7割弱であり、独自の教育・保育方針を実施したい、施設や資格の面で認可移行が難しい、といった意見が見られる

## 3 主な回答内容

## ◆ 貴施設の保育・教育の指針について教えてください

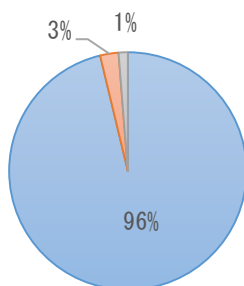
1. 保育所保育指針に沿った保育を実施している (64%)
2. 幼稚園教育要領に沿った教育（保育）を実施している (5%)
3. 独自の教育・保育方針に沿った教育（保育）を実施している (31%)



- 保育所保育指針に沿った保育を実施している
- 幼稚園教育要領に沿った教育（保育）を実施している

## ◆ カリキュラムの設定の有無

1. はい (96%)
2. いいえ (3%)
3. その他 (1%)



- 有
- 無
- 白紙回答

## ◆ 【カリキュラムを設定している場合】作成しているカリキュラム（複数回答）

1. デイリー (54施設)
2. ウィークリー (49施設)
3. マンスリー (68施設)
4. その他 (14施設)

◆ 保護者が貴施設（園）を利用する理由（複数回答）

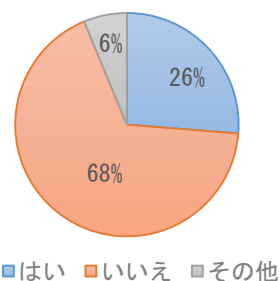
1. 教育方針が良い（41 施設）
2. 先生が良い（46 施設）
3. 近隣である（44 施設）
4. 外国語教育を行っている（18 施設）
5. 体操教室等を行っている（12 施設）
6. きょうだいに通っている（37 施設）
7. その他（38 施設）

◆ 上記について、保護者からの具体的な声

- ・ 土日祝日、年中無休。育休中でも入れる
- ・ 幼いころから母国語・日本語・英語に馴染める
- ・ 学校法人が運営しているので安心して預けられる
- ・ 保育の質が高い
- ・ おむつを園で処分してくれるので助かる
- ・ 早い時間でも対応してくれるのありがたい
- ・ 就労などの要件を必要とせず預かってくれる
- ・ 集団に上手く馴染めない子ども、個別に対応してくれる
- ・ 障害があっても対応してくれる

◆ 認可施設への移行を希望していますか

1. はい（26%）
2. いいえ（68%）
3. その他（6%）



◆ 【移行を希望している場合】認可移行できない理由を教えてください（複数回答）

1. 施設・設備（園庭等）が基準を満たしていないため（13 施設）
2. 職員配置等が基準を満たしていないため（6 施設）
3. 現在認可移行に向けて自治体と協議中（6 施設）
4. その他（8 施設）

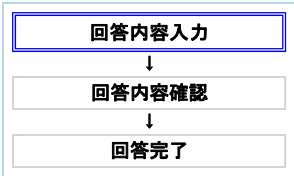
◆ 【移行を希望している場合】認可移行に向けてどのような支援があると良いですか（複数回答）

1. 施設整備補助（19 施設）
2. 認可基準緩和（19 施設）
3. 相談窓口（14 施設）
4. 有資格者の斡旋（11 施設）
5. その他（2 施設）

◆ 【移行を希望していない場合】認可移行を希望しない理由を教えてください

- ・利用調整がかかると自園の職員の子どもや幼稚園の在園児兄弟の受け入れができなくなるため
- ・企業主導型保育事業のメリットを活かした保育所運営を希望しているために認可移行はいたしません
- ・外階段の設置が不可であること。また、火気使用が厳禁の為、調理室が持てないこと
- ・日本の保育所保育指針・幼稚園教育要領を参考にしながらも、様々な国籍の園児に合わせてそれぞれの文化を尊重し柔軟に対応しながら園独自のプログラムを中心に保育を行いたい為
- ・認可外保育園の必要性（重要）が多くあると考えています。保育を必要とする家庭以外でも時と場合により一時的にでも保育が必要となる事があります。一時的にでも子育てから離れられることにより虐待に繋がる因子も減ることがあると考えております。
- ・外国人講師が保育士の資格を取得するのが、英語では受講が不可能なためほぼ合格が不可能の為






[サイトマップ](#)
文字の大きさ    色

[ヘルプ](#)

**「地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業」にかかる認可外保育施設実態調査**

**回答内容の入力**

**操作方法のご説明**

下記の入力フォームに必要事項を入力した後、「回答内容確認」ボタンを押してください。  
**必須** マークがある項目は、必ず入力してください。  
 また、機種依存文字は使用しないでください。機種依存文字が入力されている場合はエラーになります。  
 途中で入力した内容を一時保存したい場合、「回答一時保存確認」ボタンを押してください。  
 ただし、選択した添付ファイルに関しては一時保存されません。

横浜市では、文部科学省より「地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業」を受託し、地域で行われている多様な集団活動の実態を調査しています。  
 つきましては、下記アンケートにご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

施設基本情報	
施設名 <b>必須</b>	<input type="text"/>
設置者 <b>必須</b>	<input type="text"/>
施設所在区 <b>必須</b>	<input type="radio"/> 鶴見区 <input type="radio"/> 神奈川区 <input type="radio"/> 西区 <input type="radio"/> 中区 <input type="radio"/> 南区 <input type="radio"/> 港南区 <input type="radio"/> 保土ヶ谷区 <input type="radio"/> 旭区 <input type="radio"/> 磯子区 <input type="radio"/> 金沢区 <input type="radio"/> 港北区 <input type="radio"/> 緑区 <input type="radio"/> 青葉区 <input type="radio"/> 都筑区 <input type="radio"/> 泉区 <input type="radio"/> 栄区 <input type="radio"/> 戸塚区 <input type="radio"/> 瀬谷区
担当者名 <b>必須</b>	<input type="text"/>
担当者電話番号 <b>必須</b>	<input type="text"/>
メールアドレス <b>必須</b>	254文字以下で入力してください。 パソコン用 <input type="text"/> パソコン確認用 <input type="text"/> スマートフォン用 <input type="text"/> スマートフォン確認用 <input type="text"/> <small>※パソコンとスマートフォンの両方に入力された場合は、両方のメールアドレス宛てにメールが送信されます。                  ※スマートフォンの場合、ドメイン指定受信を設定されている方は「e-shinsei.city.yokohama.lg.jp」を受信できるよう指定してください。</small>
0～2歳児クラス定員数	<input type="text"/> 人
3～5歳児クラス定員数	<input type="text"/> 人
0～2歳児クラス利用児童数	<input type="text"/> 人
3～5歳児クラス利用児童数	<input type="text"/> 人
0～2歳児クラスのうち施設等利用給付認定2・3号児童数(無償化対象者数)	<input type="text"/> 人
	<input type="text"/> 人

3～5歳児クラスのうち施設等利用給付認定2・3号児童数(無償化対象者数)	
一ヶ月あたりの標準的な保育料	<input type="text"/> 円
預かり保育・延長保育の保育料や実費徴収等、標準的な保育料以外の利用料があれば記載してください。	<input type="text"/>
保育に係る職員数	<input type="text"/> 人
上記のうち有資格者(保育士・看護師・幼稚園教諭)の人数	<input type="text"/> 人

時間・日数について	
標準的な保育時間(教育時間)	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分 ~ <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分
預かり保育・延長保育等、標準的な保育時間を超えて児童を預かる時間	※朝の時間帯で行っている場合に入力してください 朝 <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分 ~ <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分
預かり保育・延長保育等、標準的な保育時間を超えて児童を預かる時間	※夕方以降の時間帯に行っている場合に入力してください 夕 <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分 ~ <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分
上記の時間を利用する場合、利用に要件(就労等)を設けていますか	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
週あたりの保育日数	<input type="text"/> 日

保育・教育内容について	
貴施設の保育・教育の指針について教えてください	(※複数選択可) <input type="checkbox"/> 保育所保育指針に沿った保育を実施している <input type="checkbox"/> 幼稚園教育要領に沿った教育(保育)を実施している <input type="checkbox"/> 独自の教育・保育方針に沿った教育(保育)を実施している
カリキュラムの設定の有無	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
【カリキュラムを設定している場合】作成しているカリキュラム	(※複数選択可) <input type="checkbox"/> デイリー <input type="checkbox"/> ウィークリー <input type="checkbox"/> マンスリー <input type="checkbox"/> その他 「その他」を選択された場合にご記入ください。 <input type="text"/>
保護者が貴施設(園)を利用する理由	(※複数選択可) <input type="checkbox"/> 教育方針が良い <input type="checkbox"/> 先生が良い <input type="checkbox"/> 近隣である <input type="checkbox"/> 外国語教育を行っている <input type="checkbox"/> 体操教室等を行っている <input type="checkbox"/> きょうだい通っている(通っていた) <input type="checkbox"/> その他 「その他」を選択された場合にご記入ください。 <input type="text"/>
上記について、保護者からの具体的な声があれば教えてください	<input type="text"/>

その他	
現在の経営状況について教えてください	※実績は不要です。実感でお答えください。

	<input type="radio"/> 良い <input type="radio"/> 普通 <input type="radio"/> 悪い
令和元年10月から幼児教育・保育無償化が開始され、経営状況に変化はありましたか	<input type="radio"/> 良くなった <input type="radio"/> 変わらない <input type="radio"/> 悪くなった
認可施設への移行を希望していますか	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
【移行を希望している場合】認可移行できない理由を教えてください	(※複数選択可) <input type="checkbox"/> 施設・設備(園庭等)が基準を満たしていないため <input type="checkbox"/> 職員配置等が基準を満たしていないため <input type="checkbox"/> 現在認可移行に向けて自治体と協議中 <input type="checkbox"/> その他 「その他」を選択された場合にご記入ください。 <input type="text"/>
【移行を希望している場合】認可移行に向けてどのような支援があると良いですか	(※複数選択可) <input type="checkbox"/> 施設整備補助 <input type="checkbox"/> 認可基準緩和 <input type="checkbox"/> 相談窓口 <input type="checkbox"/> 有資格者の斡旋 <input type="checkbox"/> その他 「その他」を選択された場合にご記入ください。 <input type="text"/>
【移行を希望していない場合】認可移行を希望しない理由を教えてください	<input type="text"/>
ご回答ありがとうございました！	

お問い合わせ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課  
 TEL 045-671-0232 FAX 045-663-1801

回答内容確認

回答一時保存確認

プレビューのため「回答内容確認」ボタン、「回答一時保存確認」ボタンは操作できません。